

ビワマス遊漁承認制度について

1 これまでの経緯と現状

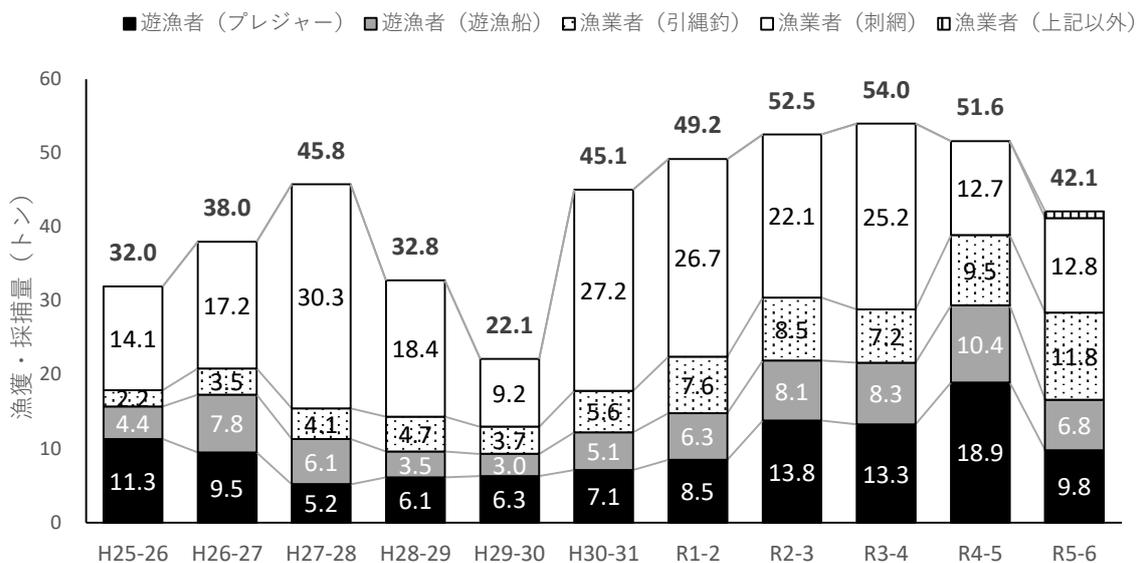
(経緯)

- ・平成 25 年 12 月に遊漁者数や遊漁船の隻数の上限を定めた承認制を開始。
 〈 プレジャーボート使用者 470 人、遊漁船 40 隻 〉
- ・同指示後においても遊漁者によるビワマス採捕量は増加したため、平成 28 年 12 月にプレジャーボート使用者の人数制限を撤廃するとともに遊漁期間を従前の 12 月 1 日～9 月 30 日から、12 月 1 日～6 月 30 日へ短縮。
- ・令和 2 年 12 月 1 日からはプレジャーの持ち帰り制限を 5 尾までとした。
- ・R4-5 シーズンからは申請が 1,900 人に達した日までに受け付けた数以内とした。
- ・R5-6 シーズンにおいては、11 月 1 日付の申請で 1,900 人を超え、11 月 2 日以降に受け付けた申請が非承認となった。
- ・R6-7 シーズンからは、採捕量の増加が著しいプレジャーボート使用者（以下プレジャー）の承認数を調整。

(R5-6 採捕量)

- ・漁業者および遊漁者からの報告を集計したところ、R5-6 シーズンの総採捕量（漁業+遊漁）は 42.1 トンとなった。
- ・漁業については、刺網による漁獲は前年と同程度、引縄釣りは増加した。
- ・遊漁については、遊漁船業者、プレジャーともに減少した。

漁業者、遊漁者のビワマス採捕量の推移（トン）



2 漁業の状況

漁業者は科学的な資源評価に基づく資源管理目標を達成するための自主的管理措置を定めた「資源管理協定」を締結し、令和6年4月1日から運用を開始。

3 R7-8 シーズンの考え方

- ・前シーズンと同様、遊漁においても漁業と同様に資源評価を基にした採捕可能枠を設ける。
- ・特に採捕量の増加が著しいプレジャーの承認数を調整。
- ・なお、遊漁船については、引き続き定数管理（40隻限定）を継続し、資源減少時には漁業者に準じて承認期間を短縮するなどの対応を検討する。

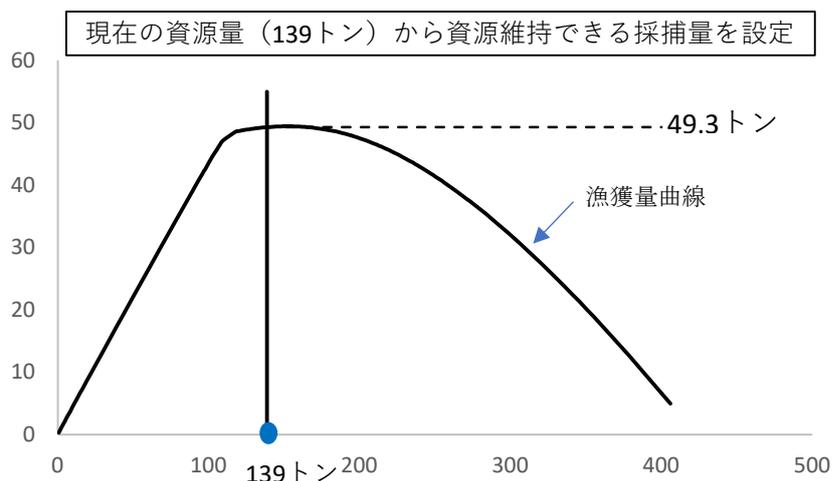


資源評価をもとにプレジャーボート使用者の採捕可能枠を設定。

4 プレジャー採捕可能枠の算出案

漁業における資源管理と同様に、次のとおり採捕可能枠を算出する。

(1) 資源量および算出される漁獲量曲線から、資源維持できる採捕量を設定



資源量 139 トンの時の採捕量 : 49.3 トン

※漁獲量曲線とは、資源量とその資源量を減少させない漁獲量をあらわしたものの。

(2) 漁業者、遊漁船、プレジャーそれぞれの採捕量の比率を算出

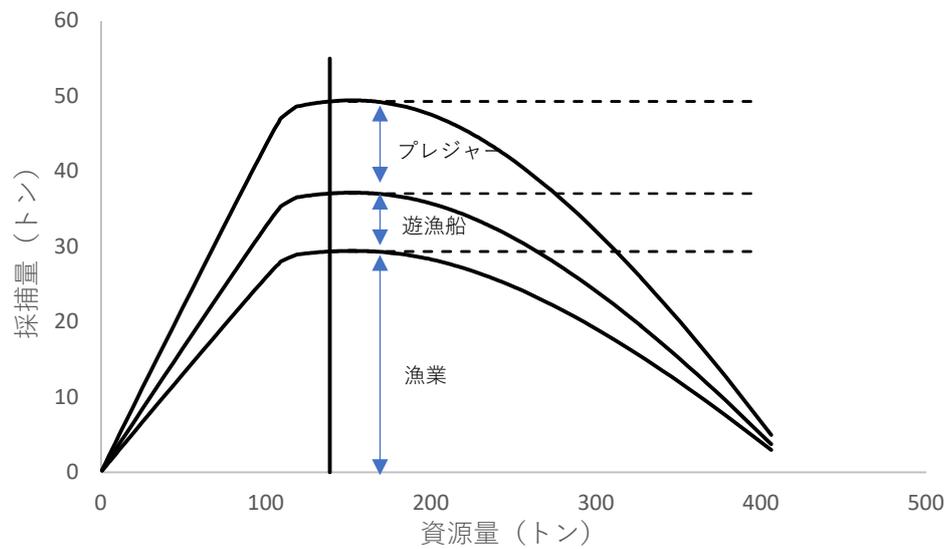
比率の算出方法

過去5年間の最大値・最小値を除いた採捕量の平均から比率を算出する。

R5-6 シーズン終了時点の採捕量から算出した場合

漁業者：遊漁船：プレジャー＝ 5.952 ： 1.565 ： 2.483

(3) 上記(1)(2)からプレジャーの採捕可能枠を計算



資源量 139トンの時のプレジャー採捕可能枠： 12.2トン

過去5年の最大値・最小値を除いた1釣行者当たり採捕量(10.42kg)からプレジャーの承認数に換算すると、

承認数： 12.2トン ÷ 10.42kg/人 = 1,171人

5 承認基準・内容、決定基準・方法について

(承認基準)

- ・ R6-7 シーズンのプレジャーについては、申請時において以下の基準を満たさない者の申請は受理していない。
 - ① 漁業に関する法令※の違反が確認されていない者
 - ② 令和2年琵琶湖海区漁業調整委員会指示第9号、第10号および令和6年琵琶湖海区漁業調整委員会指示第2号に従わなかったことが確認されていない者
 - ③ 前年に承認を受けた者のうち標旗および採捕状況報告書を期限内に提出した者もしくは前年に未承認であった者
 - ④ 外国人漁業の規制に関する法律第3条に定める者に該当しない者

※ 漁業に関する法令とは、漁業関係の法律、規則を指す
- ・ これまでの取締において、子供が受けた承認によりその親が釣りを行う事例や、承認を受けた者が承認を受けていない者からの補助を受け釣りを行っている事例を確認したことから、R7-8 シーズンにおいては上記の基準に加え、「船上において他者の補助を受けることなく引縄釣等を行うに必要となる全ての作業を自ら行うことができる者」という基準を新たに追加。

(承認内容)

- ・ 承認内容については R6-7 シーズンと同様とする。

(決定方法)

- ・ プレジャーの申請受理数が承認数を超えた場合は、R6-7 シーズンと同様に抽選により決定。
- ・ 承認決定後、事務局が定める標旗交付申請期限内に手続きが行われなかった件数内において、1回目の抽選で外れた者を対象とする2次抽選を実施。

6 手数料について

- ・ 標旗交付にかかる手数料が、滋賀県使用料および手数料条例に追加され、令和7年10月1日より施行される。

- ① 標旗の交付の手数料 : 2,850 円
- ② 標旗の再交付の手数料 : 2,450 円